

2025(令和7)年度～

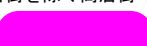
商店街や中心市街地で出店される方の 店舗賃借料の一部を補助します！

高知市では、商店街及び中心市街地の活性化を図ることを目的に、新規創業者等が対象地域内で空き店舗を活用する場合の店舗賃借料の一部を補助する「**高知市空き店舗活用創業支援事業**」を実施しています。

補助の内容

この内容は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに交付決定を行う認定事業に適用されます。

()内は高知市外在住者の補助率及び補助限度額

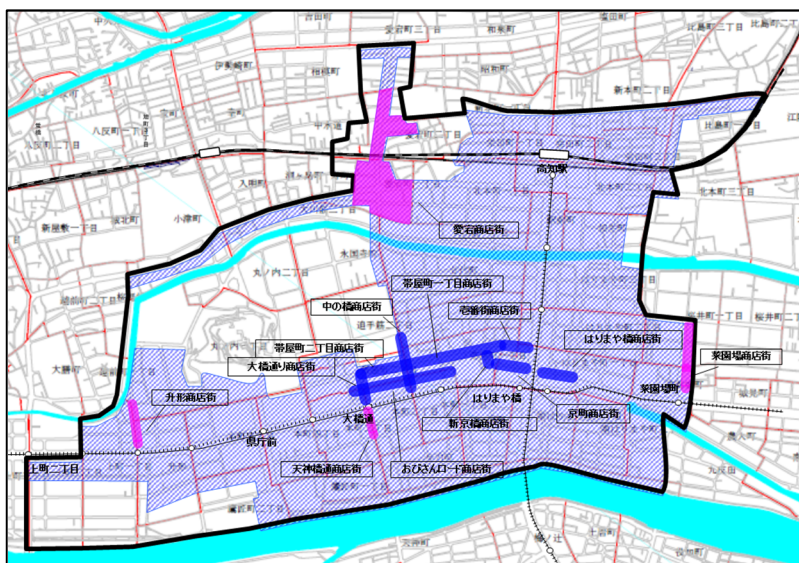
出店場所	事業区分	補助の内容			
		補助対象経費	補助率		補助限度額
			通常枠	若年層枠 ※5	
中心商店街 ※1 地図上  の部分	新規創業	6 か月分の店舗賃借料 ※4	2 / 3 (1 / 3)	3 / 4 (2 / 3)	月額10万円 (5万円)
事業拡大 ※3	3 か月分の店舗賃借料				
中心商店街を除く商店街 ※2 地図上  の部分	新規創業	6 か月分の店舗賃借料			1 / 2 (1 / 4)
事業拡大	3 か月分の店舗賃借料				
商店街を除く中心市街地 地図上  の部分	新規創業	6 か月分の店舗賃借料	1 / 2 (1 / 4)	2 / 3 (1 / 2)	月額5万円 (2万5千円)
事業拡大	3 か月分の店舗賃借料				

本制度の事業認定を受け、認定申請日又は交付申請日から起算して過去3年以内に市外から本市に移住してきた方は、店舗賃借に係る仲介手数料の一部を補助しております（補助限度額10万円）。申請方法や添付する資料等詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

- ※1 はりまや橋、京町・新京橋、壱番街、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、中の橋、おびさんロード、大橋通りの各商店街エリア
- ※2 天神橋通、菜園場、愛宕、升形、万々の各商店街エリア
- ※3 2号店・3号店等の出店や業種転換、対象区域外からの移転等（対象区域内での移転は対象となりません）
- ※4 敷金・礼金及び消費税相当額は対象外
- ※5 認定申請日時点での年齢が満34歳以下の方が対象となります。

令和7年度より、
従来より補助率を優遇した
若年層枠(※5)を新たに追加
しました!!

対象区域



対象地域は商店街及び高知市中心市街地活性化基本計画(平成11年3月策定)に定める地域のうち、商業地域及び近隣商業地域です。



申請
・
お問合せ先

高知市 商業振興課 中心市街地・地域商業活性化推進室(高知市本町5丁目1-45 第二庁舎2階)
TEL:088-823-9375 FAX:088-823-4024
E-mail: kc-151705@city.kochi.lg.jp

申請受付
時間

月曜日～金曜日の8:30～12:00、13:00～17:15
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

高知市商業振興課ホームページ
(高知市空き店舗活用創業支援事業)



補助対象者

(1) 新規創業

新たに中小企業者[中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び第6号に規定する者]として事業を営もうとする者[**新規創業**]であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの。

- ア 18歳以上の者又は法人
- イ 投資額の20パーセント以上の自己資金を有する者
- ウ 市町村税又は特別区民税を滞納していない者
- エ 許認可等が必要な事業を営む場合、該当する許認可等を取得していること。
- オ 高知県信用保証協会の定める保証対象業種であること。

【対象とならない業種(以下の業種でも一部対象となるものがありますのでお問い合わせください。)]

- 農林漁業 ○金融・保険業 ○性風俗関連特殊営業 ○公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店
- 集金業・取立業 ○政治・経済・文化団体 ○宗教

カ **高知商工会議所の支援を受けて、事業計画書を作成していること。(作成にあたっては、下記へご相談ください)**

高知商工会議所(高知商工会館1階)

住所:高知市本町一丁目6番24号 TEL:(088)875-1177(代表)



(2) 事業拡大

中小企業者として事業を営む者(前号アからカまでに掲げる要件をすべて満たす者に限る。)であって、新たに店舗を増やす等当該事業を拡大しようとする者。

補助対象事業

補助対象者が対象地域にある**空き店舗(1階路面店)**において**週5日以上、午前11時から午後6時までの間に、正午から午後1時までの時間を含み、原則3時間以上営業**をする場合。

申請書に添付する資料

- (1) 事業計画書(商工会議所の支援を受けたもの)
- (2) 個人の場合⇒住民票(有料) ※本籍及び続柄省略可
法人の場合⇒法人登記簿謄本(有料)
- (3) 市税等納税証明書(個人と法人で税項目が異なります)
個人:市県民税、固定資産税、軽自動車税
法人:法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税
※高知市にお住まいの方は高知市役所本庁舎2階資産税課で発行しています。(有料)高知市以外にお住まいの方は、各自治体にお問い合わせください。
- (4) 開業予定場所の位置図
- (5) 店舗の見取り図、現況写真
- (6) 許認可・資格等が確認できる書類 ※必要な業種のみ
- (7) 預金残高証明(預金通帳のコピーでも可) ※補助対象者要件の自己負担20%の確認

※ その他、手続きの過程で、領収書、店舗の賃貸借契約書、家賃の支払書類の写し等が必要となります。

※ **開業(事業着手)までに高知市の事業認定**を受けることが条件となりますので、ご注意ください。

申請方法

所定の申請書に必要な書類(上記添付資料)を添付して提出してください。

(予算がなくなり次第、受付終了となります。)

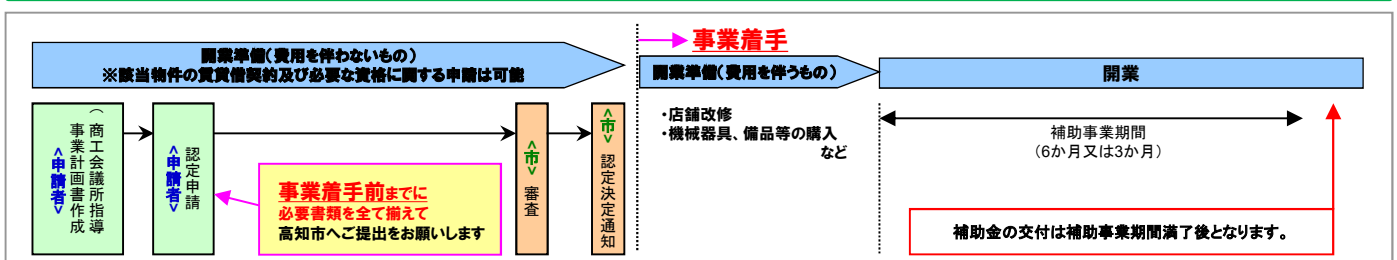
申請書は商業振興課中心市街地・地域商業活性化推進室の窓口で配付しています。

また、高知市商業振興課のホームページからもダウンロードできます。

高知市商業振興課ホームページ
(高知市空き店舗活用創業支援事業)



手続きの流れ



※店舗賃貸借に係る仲介手数料の補助については認定後別途交付申請が必要になります。